第５章

産 業 の 復 興

１　産業の復興支援

（１）被害状況等の把握

○概要

産業や経済の復興施策を決定するために、直接・間接被害を受けている被災事業者及び被災額に関する調査を行い、被害状況等を把握する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
事業所等被害状況調査	発災 1 週間後～	市民経済局	・商工関係団体等へのヒアリング等や被災事業所への訪問により、市内事業所の被害状況を把握する。
被害状況の整理・分析	事業所等被害状況調査後～	市民経済局	・事業所等被害状況調査により把握した状況を、整理・分析する。 ・分析結果は、支援策立案等の基礎データとするため、関係部局、関係機関等と情報共有を行う。

○留意事項

- 産業施策・事業を所管する機関が複数（国（中部経済産業局・愛知労働局）、県、商工団体等）あるため、「愛知県産業雇用災害対策連絡会議（仮称）」などを通じて、雇用・就業対策と連携した地域産業対策についての情報共有及び調整に努める。

○事前対策

- 災害時に事業者の情報を迅速に入手するため、商工業団体等との連携をはかる。
- 被害状況調査票のフォーマットの作成、情報提供方法や内容について事前に検討する。なお、「被害状況調査」と「雇用状況調査」をあわせて実施できるよう質問項目等の検討を行う。

（参考）愛知県産業雇用災害対策連絡会議（仮称）の概要

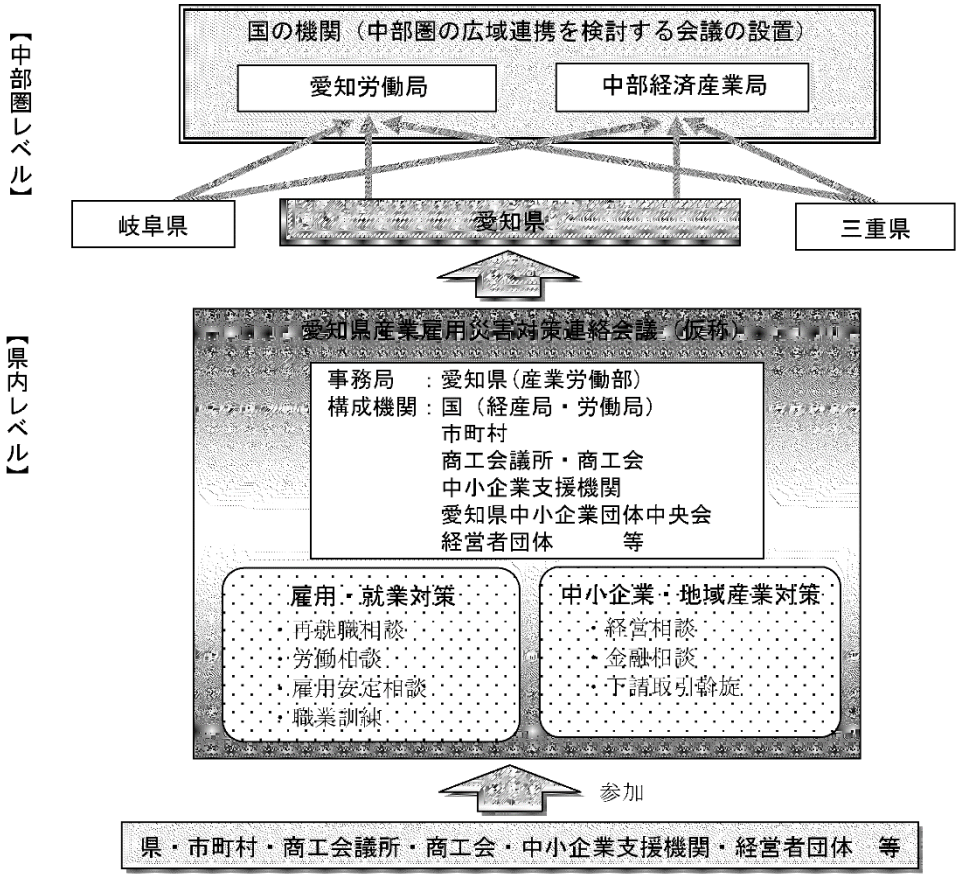

（出典：愛知県「被災者生活再建・産業再建支援マニュアル」）

（2）経営相談・各種融資制度の周知

○概要

被災事業者の再建支援のため、関係機関等と連携し、事業再建に関する情報を的確に提供する。

制度融資等の情報を取扱金融機関等の関係機関、被災事業者や各種団体に周知し、その活用を促進する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
被災中小企業者特別相談窓口の設置	発災 1 週間後～	市民経済局	・中小企業振興センター内に現状の相談窓口を拡充し、被災中小企業者に対する特別相談窓口を設置する。 ・国・県・商工会議所等において設置される特別相談窓口の動向や、災害復旧貸付、セーフティネット保証などの公的支援施策及び金融機関が実施する救済措置についての情報収集に努める。
被災農業者臨時相談窓口の設置	被災後 1 週間～	緑政土木局	・国・県等関係機関と連携し、「農林漁業施設資金」をはじめとする各種融資制度等、事業再建に関わる情報を提供する窓口を設置する。 ・国・県等において設置される特別相談窓口の動向や公的支援施策等についての情報収集に努める。 ・各種融資制度等の情報を被災農業者へ周知する。
取扱金融機関等への周知	発災後適宜	市民経済局	・災害救助法が適用された市の区域内において、当該災害により被災した場合等に小規模企業等振興資金（災害復旧資金）の対象となるため、取扱金融機関に対し、内容や申請方法等について周知する。
被災事業者への周知	発災後適宜	市民経済局	・災害救助法が適用された市の区域内において、当該災害により被災した場合等に小規模企業等振興資金（災害復旧資金）の対象となるため、マスコミや関係機関等を通じ、被災事業者へ周知する。

○留意事項

・ 被害が甚大である場合、再建に向けた設備・運転資金の膨大な需要が予想される。このため、被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握し、被災事業者が制度融資等を活用し円滑に資金調達ができるよう、取扱金融機関等に要請する必要がある。

○事前対策

・ 災害復旧に必要な資金に係る制度融資の周知、取扱金融機関等の関係機関との協力体制の確保を図る。

ほ場の復興整備【仙台市】
（出典：仙台市 Web サイト）

２　中小企業の再建

（１）再建資金の貸付等

○概要

一時的に再建資金の確保が困難となっている被災事業者に対し、制度融資等の活用による資金調達の円滑化等、企業の再建に向けた各種支援策を実施することにより自力再建を支援する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
小規模企業等振興資金（災害復旧資金）等の実施	事業所等被害状況調査後～	市民経済局	・事業所等被害状況調査の状況や国・県の動向を踏まえ、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）等を迅速に実施する。
新たな中小企業支援策の検討	事業所等被害状況調査後～	市民経済局	・事業所等被害状況調査の状況を踏まえ、国や県の動向も見極めながら、新たな中小企業支援策を検討する。
被災企業への復旧指導等	発災 2 週間後～	市民経済局	・工業研究所において、被災工場の機械その他の施設の応急復旧に関する指導及び相談を実施する。

○留意事項

・　国や県の動向を踏まえ、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）等の制度融資を迅速に実施する必要がある。

○事前対策

・　情報提供方法や内容の事前検討

（参考）災害時に活用できる金融支援について

＜事業資金＞

制度	相談先
小規模企業等振興資金（災害復旧資金）	県産業労働部中小企業金融課
中小企業組織強化資金（災害復旧資金）	県産業労働部中小企業金融課
経営安定関連保証	愛知県信用保証協会
災害復旧資金貸付	最寄の商工組合中央金庫各支店
災害復旧貸付	株式会社日本政策金融公庫
災害復旧高度化事業	中小企業基盤整備機構の各支部、県産業労働部各課
設備資金貸付利率特例制度	株式会社日本政策金融公庫
仮設店舗、仮設工場などの整備	中小企業基盤整備機構震災緊急復興事業推進部
施設・設備の復旧・整備に対する補助・融資	中小企業庁経営支援課、中小企業基盤整備機構
中小企業移動販売支援事業	商工会及び全国商工会連合会
災害関係保証	信用保証協会
災害時貸付	独立行政法人中小企業基盤整備機構
小規模企業共済災害時貸付	商工組合中央金庫各支店
マル経融資	商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会
生活衛生改善貸付	生活衛生同業組合、都道府県生活衛生営業指導センター
セーフティネット保証	信用保証協会

＜雇用調整資金＞

制度	相談先
雇用調整助成金	最寄りのハローワーク
職場適応訓練費の支給	公共職業安定所、都道府県労働局

＜その他＞

制度	相談先
復旧・復興のための経営相談	中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所

（出典：愛知県「被災者生活再建・産業再建支援マニュアル」）

（2）事業再建の支援

○概要

工場や店舗等の事業所が極めて激甚な被害を受けた場合、国や県の動向を見極めながら、事業再建に向け必要な支援策を行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
公設市場の復旧等に向けた検討	事業所等被害状況調査後～	市民経済局	・被災状況を見極めつつ、施設の復旧に努めるとともに、補修等の検討を行う。
必要な商店街支援策の検討	事業所等被害状況調査後～	市民経済局	・事業所等被害状況調査の状況を踏まえ、国や県の動向も見極めながら、必要な商店街支援策を検討する。
事業用地、民間賃貸工場・店舗等の情報収集と提供	事業所等被害状況調査後～	市民経済局	・国や県の動向を見極めながら、必要に応じて市内の事業用地、オフィスの状況等の情報収集に努め、ホームページ等を活用して被災事業者へ提供する。
受注機会の拡大支援	被災状況の把握後～	市民経済局	・災害の影響により、経営状況が悪化することが予想されることから、必要な受注機会拡大の支援を検討する。

○留意事項

・ 事業再建等に向けて一時的な事業スペースの確保を求めている被災事業者に対し、民間の貸工場・店舗等に関する情報の収集・提供が必要であるが、被災状況を踏まえた事業環境において、そのマッチングが課題となる。

○事前対策

・ 国・県関係団体との連携をはかる。

（参考）東日本大震災後における経済復興の主な取り組み（仙台市）

年度	主な取り組み
Ｈ２３	•「震災関連中小企業合同相談窓口」の設置 • 市内企業への「緊急ヒアリング調査」の実施 • ４つの柱（「中小企業等の事業再生支援」「交流人口の回復」「営農再開支援」「雇用の創出」）と１６の集中経済施策の実施 • 復興特区制度に基づく「民間投資促進特区（ものづくり産業）」「民間投資促進特区（情報サービス関連産業）」の認定
Ｈ２４	•「仙台経済ステップアッププラン２０１２」の策定 →市震災復興計画における仙台経済発展プロジェクトの本格的な展開 •「東北ビジネスマッチングセンター」の開設
Ｈ２５	•「仙台経済ステップアッププラン２０１３」の策定 →震災復興計画における仙台経済発展プロジェクトをさらに加速させ、復興後の市経済の輪郭を形成 • 復興特区制度に基づく「仙台港背後地交流推進特区」の認定 •「仙台経済成長デザイン」の策定 →Ｈ２５～２９にかけての新たな成長に向けた戦略デザイン
Ｈ２７	•「仙台市中小企業活性化条例」の施行 →市、企業者、中小企業振興団体等の役割の明確化 →中小企業活性化会議の設置

（出典：仙台市「仙台市復興五年記録誌」を基に作成）

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業により中心市街地に整備した共同店舗
【陸前高田市】

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（商業施設等復興整備補助事業（民設商業施設整備型））により中心市街地に整備した大型商業施設
【陸前高田市】

（3）観光振興

○概要

観光産業の復旧を促進し、業界全体の復興機運を盛り上げるために、都市イメージの回復に向けた情報発信を図る。また、市外での観光 PR イベントやコンベンション等により観光客を誘致する取り組みを行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
観光資源の復旧・復興	随時	関係各局	・被災による経済の落ち込みを食い止めるため、観光機能や資源、施設等については、被災状況を勘案し、迅速に復旧・復興を進める。
観光客の誘致・都市イメージ回復のための情報発信	随時	観光文化交流局	・震災に起因した風評による観光需要の落ち込みが懸念される場合は、震災に関する正確な情報を収集して観光関係機関に提供するとともに、通常通り営業や活動が行われている観光施設等について積極的な情報発信に、観光関係機関並びにマスメディアと連携して取り組む。
復興イベント等の実施	随時	関係各局	・集客イベントの早期再開に向けた支援を行う。 ・地域の観光資源を活かした復興イベントを開催する等の取り組みを進める。

○留意事項

- 主要な観光施設等が被災した場合、観光客の受け入れ態勢が脆弱化するとともに、風評被害により客足が遠退いてしまうことが想定されるため、観光施設等の早期復興と都市イメージ回復のための情報発信等が必要である。
- 日本を訪れる外国人観光客が増加する中、災害の発生により本市を訪れる外国人観光客が一時的に減少する可能性がある。被災した地域の安全が確保された後、安全性や魅力を海外に向けて積極的にＰＲし、外国人観光客を誘致する必要がある。

各地の夏祭りを一同に集めた東北六魂祭
【仙台市】
（出典：仙台市 Web サイト）

被災地に訪れる観光客向けに整備した
無料駐車場と物販販売等の店舗
【陸前高田市】

被災者支援策一覧表（災害救助法が適用される場合）

令和元年6月24日現在

事項		内容	取扱い窓口	本庁担当課
市税の減免	個人市民税	床上浸水などにより、住宅又は家財について損害を受けた方で、原則として災害を受けた日の属する年度において、税額算定の根拠となった合計所得金額が1,000万円以下の方を対象として、普通徴収の方は被災日以後に到来する納期限にかかる納付額、給与からの特別徴収の方は被災日の翌々月以降の月割額、公的年金からの特別徴収の方は被災日の属する月以降の支払回数割額について、その損害の程度に応じて1割2分5厘～10割を減免	市税事務所市民税課並びに市税事務所、出張所、区役所及び支所の税務窓口	財政局市民税課 ☎972-2352・2353
	軽自動車税	賦課期日（4月1日）から納期限（5月31日）の間に災害により滅失し、又は損壊したため使用することができなくなった軽自動車等について、その軽自動車税の全額を減免	金山市税事務所徴収課並びに市税事務所、出張所、区役所及び支所の税務窓口	財政局市民税課 ☎972-2355
	事業所税	災害により被害を受け、事業を行うことができなかった施設に係る事業所税の資産割額について、その期間に応じて減免	栄市税事務所市民税課並びに市税事務所、出張所、区役所及び支所の税務窓口	財政局市民税課 ☎972-2355
	固定資産税 都市計画税	床上浸水などにより、家屋などの固定資産について損害を受けた方は、原則として災害を受けた日の属する年度において、災害の日以後に到来する納期限に係るすべての納期の納付額について、罹災証明書が発行されている場合は罹災証明書の発行にあたり判定された被害の程度に応じて6割～10割を減免　それ以外の場合はその損害割合に応じて4割～10割を減免	市税事務所固定資産税課並びに市税事務所、出張所、区役所及び支所の税務窓口	財政局固定資産税課 ☎972-2342～2345
応急仮設住宅の供給		【対象者】住宅が全壊等し、居住する住家がなく、自らの資力では住家を得ることができない者		住宅都市局住宅企画課 ☎972-2942
住宅の応急修理		【対象者】住宅が半壊等し、居住のために必要な最小限の部分も失い、自らの資力により修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者 【修理箇所】台所、トイレ、居室、屋根等の日常生活に最低限必要な応急修理に限る 【期間】災害発生の日から１ヶ月以内	区役所 （総務課）	住宅都市局住宅企画課 ☎972-2942
住宅内障害物の除去		【対象者】居室、炊事場、玄関等に障害物が流入しているため、一時的に居住できない状態であり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者 【除去箇所】玄関、台所、トイレ、居室の障害物除去に限定 【期間】災害発生の日から10日以内	区役所 （総務課）	住宅都市局住宅企画課 ☎972-2942
建築確認申請等手数料の免除		【名古屋市建築基準法施行条例第19条に基づき市長が認めた場合】 1　免除の対象 次のすべてに該当するもの (1) 集中豪雨により、建築物又は工作物に被害を受けた方 (2) 被災した日から1年以内に2の申請を行う方 (3) 原則、従前と同じ用途のもので規模が従前の1.5倍までのものの建築等をされる方 2　免除となる手数料 (1) 建築確認申請手数料（構造計算適合性判定手数料を除く）、中間検査申請手数料、完了検査申請手数料 (2) (1)以外の名古屋市建築基準法施行条例に基づく手数料（許可、認定手数料等） (3) 開発行為許可申請等手数料 (4) 宅地造成工事許可申請手数料 3　必要書類 (1) 被災証明書（ただし、建築物又は工作物の被害に限る）の写し (2) 従前の建築物の用途・規模等が分かる図書	住宅都市局建築指導課 ☎972-2917	
被災建築物に対する指導・相談		被災を受けた建築物の復旧等に関する相談窓口の設置	住宅都市局建築指導課 ☎972-2919	
市営住宅の一時使用		1　対象者 市内に居住し、災害により住宅に困窮することとなった方 ※ただし、災害発生後原則として3ヶ月を経過しないものに限る。 2　使用期間 ２ヶ月以内（無償） ※延長の場合あり（一部有償） 3　必要書類 ・区役所が交付する住民票 ・り災証明書等	名古屋市住宅供給公社 管理課 ☎523-3875	住宅都市局住宅管理課 ☎972-2953
災害復興住宅融資に係る相談窓口の設置		一定以上の被害を受けた住宅の補修等に関する独立行政法人住宅金融支援機構による融資に関する相談窓口の設置 ※相談業務は住宅金融機構東海支店が行う	独立行政法人住宅金融支援機構お客さまコールセンター☎0120-086-353	住宅都市局建築安全推進課 ☎972-2935

事　　項	内　　容	取扱い窓口	本庁担当課
応急危険度判定に関する問合せ窓口の設置	被災建築物応急危険度判定に関する問合せ窓口の設置		住宅都市局建築指導課 ☎972-2917
中小企業関係融資 「小規模企業等振興資金」 （災害復旧資金）	名古屋市信用保証協会の信用保証を付けて、各取扱金融機関から融資を受ける制度 対 象 者：市内で事業を営んでいる被災中小企業者 限 度 額：５，０００万円 資金使途：災害復旧に必要な設備資金・運転資金 融資期間：設備資金７年以内、運転資金５年以内 融資利率：年１．２％	中小企業振興センター ☎735-2100	
災害見舞金の贈呈	居住する住家に床上浸水以上の被害にあわれた方に贈呈 （単身世帯）（2人以上世帯） ・全壊　70,000円　90,000円 ・半壊　50,000円　70,000円 ・床上浸水　30,000円　50,000円 （8月末豪雨の際は要領を制定し実施） 工場・店舗等の事業者の方で、次のいずれかに該当する方に贈呈。一事業者あたり50,000円 ・建物に2割以上の被害を受けられた方 ・概ね50㎝以上の浸水があり、機械等の設備又は商品等に2割以上の被害を受けられた方	区役所 （総務課）	健康福祉局監査課 ☎972-2510
災害援護資金の貸付	・住居の滅失350万円 ・全壊250万円 ・半壊170万円 ・家財の1/3以上の被害150万円 ・利率　無利子（保証人がない場合は年1%（据置期間は無利子）） ・償還期間　10年以内 ただし、世帯主の負傷がある場合は、別の額となる。また、所得制限あり	区役所 （民生子ども課）	健康福祉局監査課 ☎972-2510
被災者生活再建支援金の支給（被災者生活再建支援法）	一定の被害規模を上回る自然災害によりその居住する住家が全壊またはそれに準ずる被害を受けた場合に支援金を支給 （単身世帯）　（2人以上世帯） ・全壊、半壊解体・敷地被害解体、長期避難　500,000円　1,000,000円 ・大規模半壊　375,000円　750,000円 ※住家の再建方法に応じて加算支援金有	区役所 （総務課）	健康福祉局監査課 ☎972-2510
生活福祉資金の貸付 （福祉費）	・福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）　災害援護資金との重複支給不可 ・貸付上限額の目安　150万円 ・対象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。） ・利率　連帯保証人あり：無利子　連帯保証人なし：年1.5%(据置期間は無利子) ・償還期間　7年以内（据置期間6月以内　） ※貸付には各種要件があります。	区社会福祉協議会	健康福祉局地域ケア推進課 ☎972-2548
生活福祉資金の貸付 （緊急小口資金）	・貸付金　10万円以内 ・対象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。） ・利率　無利子 ・償還期間　12月以内（据置期間2月以内） ※貸付には各種要件があります。	区社会福祉協議会	健康福祉局地域ケア推進課 ☎972-2548
介護保険料の減免	・全壊（流失）　保険料の全額を6月以内免除 ・半壊（床上浸水）保険料の半額を6月以内減額	区役所 （福祉課） 支所 （区民福祉課）	健康福祉局介護保険課 ☎972-2595
介護保険利用料の減免	・全壊（流失）　利用料の全額を6月以内免除 ・半壊（床上浸水）利用料の半額を6月以内減額	区役所 （福祉課） 支所 （区民福祉課）	健康福祉局介護保険課 ☎972-2594
国民健康保険料の減免	・全壊（流失）　保険料の全額を6月以内免除 ・半壊（床上浸水）保険料の半額を6月以内減額	区役所 （保険年金課） 支所 （区民福祉課）	健康福祉局保険年金課 ☎972-2569
国民健康保険被保険者にかかる医療費の一部負担金の減免又は徴収猶予	医療費の支払が困難な場合に、一部負担金を3月以内減免又は6月以内徴収猶予される場合あり（収入要件あり）	区役所 （保険年金課） 支所 （区民福祉課）	健康福祉局保険年金課 ☎972-2567
後期高齢者医療保険料の減免	・全壊（流失）　保険料の全額を12月以内免除 ・半壊（床上浸水）保険料の半額を12月以内減額	区役所 （保険年金課） 支所 （区民福祉課）	健康福祉局医療福祉課 ☎972-2573

事　　項	内　　容	取扱い窓口	本庁担当課
後期高齢者医療被保険者にかかる医療費の一部負担金の免除	・全壊、全焼、床上浸水　一部負担金を6ヶ月免除 ・半壊、半焼　一部負担金を3ヶ月免除 ただし、世帯主が市民税非課税若しくは市民税が減免されている場合又は生活保護法による要保護者である場合に限る。	区役所 （保険年金課） 支所 （区民福祉課）	健康福祉局医療福祉課 ☎972-2573
国民年金保険料の免除	保険料を納付することが著しく困難な場合に保険料を免除される場合あり （被保険者・世帯主・配偶者又はその世帯員が所有する住宅・家財その他財産につき、被害金額がその価格のおおむね２分の１以上である損害を受けた場合、免除制度について特例あり）	区役所 （保険年金課） 支所 （区民福祉課）	健康福祉局保険年金課 ☎972-2565
障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用料の減免	・全壊（流失）　利用料の全額を6月以内免除 ・半壊（床上浸水）利用料の半額を6月以内減額	区役所 （福祉課） 支所 （区民福祉課） 区保健センター （保健予防課）	健康福祉局障害者支援課 ☎972-2639
地域生活支援事業（移動支援、デイサービス型地域活動支援、日中一時受入）の利用料の減免	・全壊（流失）　利用料の全額を6月以内免除 ・半壊（床上浸水）利用料の半額を6月以内減額	区役所 （福祉課） 支所 （区民福祉課）	健康福祉局障害者支援課 ☎972-2639
自立支援医療（精神通院）の自己負担額の減免	世帯の所得が大幅に減少する（見込みを含む）場合、所得状況に応じた所得区分を適用するなど、自己負担額が減免される場合あり	区保健センター （保健予防課）	健康福祉局障害企画課 ☎972-2533
自立支援医療（更生医療）の自己負担額の減免	世帯の所得が大幅に減少する（見込みを含む）場合、所得状況に応じた所得区分を適用するなど、自己負担額が減免される場合あり	区役所 （福祉課） 支所 （区民福祉課）	健康福祉局障害企画課 ☎972-2587
補装具費の減免	世帯の所得が大幅に減少する（見込みを含む）場合、所得制限の取扱いの特例や負担上限月額の適用など、自己負担額が減免される場合あり	区役所 （福祉課） 支所 （区民福祉課）	健康福祉局障害企画課 ☎972-2585・☎972-2587
社会福祉施設施設徴収金の減免	養護老人ホーム等の自己負担金の減免あり	区役所 （福祉課） 支所 （区民福祉課）	健康福祉局介護保険課 ☎972-2592
名古屋市特定疾患医療給付事業の患者一部自己負担額の減免	世帯の生計中心者が個人市民税の減免を受けた場合に、患者一部自己負担額が減免される場合あり	区保健センター （保健予防課）	健康福祉局健康増進課 ☎972-2632
愛知県特定疾患医療給付事業の患者一部自己負担額の減免	世帯の生計中心者の所得が大幅に減少する（見込みを含む）場合に、患者一部自己負担額が減免される場合あり	区保健センター （保健予防課）	健康福祉局健康増進課 ☎972-2632
名古屋市特定医療費支給認定事業の患者一部自己負担額の減免	世帯の生計中心者の所得が大幅に減少する（見込みを含む）場合に、患者一部自己負担額が減免される場合あり	区保健センター （保健予防課）	健康福祉局健康増進課 ☎972-2632
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における公費負担医療受給者の自己負担限度額の減免	世帯の所得が大幅に減少する（見込みを含む）場合、患者自己負担限度額が減免される場合あり		健康福祉局感染症対策室 ☎972-2631
愛知県Ｂ型・Ｃ型肝炎患者医療給付事業における公費負担医療受給者の自己負担限度額の減免	世帯の所得が大幅に減少する（見込みを含む）場合、患者自己負担限度額が減免される場合あり		健康福祉局感染症対策室 ☎972-2631
保育料等の減免	保育料、児童福祉施設徴収金、児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援の利用料の減免あり	区役所 （民生子ども課・福祉課） 支所 （区民福祉課）	保育料：子ども青少年局保育企画室 ☎972-2528 児童施設徴収金・障害児通所・入所支援利用者負担：子ども青少年局子ども福祉課 ☎972-2519・2520
母子父子寡婦福祉資金の貸付	住宅資金の貸付限度額の増 現在住んでいる住宅を補修するために必要な資金で、家財の破損、住宅の半壊・全壊、土砂くずれなど特に必要な場合は200万円を限度に貸付を行う。 また、現在貸付を受けている方で支払期限に償還困難の場合、支払いが猶予される。	区役所 （民生子ども課） 支所 （区民福祉課）	子ども青少年局子ども未来企画室 ☎972-2522

事　　項	内　　容	取扱い窓口	本庁担当課
心身障害者扶養共済掛金の減免	・全壊、全焼、流失　　掛金の30％を6ヶ月減免 ・半壊、半焼、床上浸水　　掛金の30％を3ヶ月減免	区役所 （福祉課） 支所 （区民福祉課）	健康福祉局障害企画課 ☎972-2585
特別障害者手当等の所得制限の特例	住宅、家財等につきその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限の取扱いについて特例あり	区役所 （福祉課） 支所 （区民福祉課）	健康福祉局障害企画課 ☎972-2585
児童扶養手当の所得制限の特例	住宅、家財等につきその価格のおおむね２分の１以上の損害を受けた場合、所得制限の取扱いについて特例あり	区役所 （民生子ども課）	子ども青少年局子ども未来企画室 ☎972-2522
消毒薬剤の配布	・床上浸水　逆性石けん液500ml又はクレゾール石けん液500mlを希望する世帯に配布 ・床下浸水　逆性石けん液500ml又はクレゾール石けん液100mlを希望する世帯に配布	各区の保健センター （健康安全課、保健管理課）	健康福祉局環境薬務課 ☎972-2644
保健センターにおける手数料の免除	１　営業所、製造所等の施設等が被害を受け、事業継続のための復旧整備に伴い、改めて許可申請、登録申請、検査等を要する手数料について全額を免除 ２　次に掲げる証明書を喪失したものに係る手数料の免除 ・各種許可検査等に係る証明手数料・薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等販売賃貸業許可証再交付手数料・医薬品製造販売業許可証再交付手数料・医薬品製造業許可証再交付手数料、毒物劇物販売業登録票再交付手数料等 ３　診療所開設許可証明書及び助産所開設許可書を喪失したものに係る証明手数料 ４　犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票を喪失したものに係る手数料の免除 ・犬の鑑札の再交付手数料・狂犬病予防注射済票再交付手数料	区保健センター	健康福祉局 保健医療課　☎972-2624 環境薬務課　☎972-2642 食品衛生課　☎972-2646
学用品の給与	床上浸水以上の被害により、学用品を失い、又は損傷して就学に支障のある市立小・中・高等・特別支援学校の児童生徒に対して、文房具、通学用品を給与。	各学校	教育委員会事務局学事課 ☎972-3217
就学援助	床上浸水以上の被害を受け、かつ学用品・給食費等の費用の負担にお困りの市立小中学校の児童生徒に対して実施。	各学校	教育委員会事務局学事課 ☎972-3217
市立幼稚園授業料等の減免	床上浸水以上の被害を受け、かつ学費の支弁が困難な市立幼稚園園児の入学料を免除及び授業料を被害の状況に応じ半額又は全額減免	各市立幼稚園	教育委員会事務局学事課 ☎972-3385
市立高等学校授業料等の免除	床上浸水以上の被害を受け、かつ学費の支弁が困難な市立高等学校学生の入学料を免除及び授業料を被害の状況に応じ半額又は全額減免	各市立高等学校	教育委員会事務局学事課 ☎972-3385
教科書の給与	床上浸水以上の被害により、減失又はき損した市立小・中・高等・特別支援学校用の教科書を給与	各学校	教育委員会事務局指導室 ☎972-3236
市立大学授業料及び入学料の減免	・全壊(流失)又は半壊　　今年度後期授業料及び来年度入学料の全額を免除 ・一部損壊又は床上浸水　今年度後期授業料及び来年度入学料の半額を免除	市立大学学生課 入試係 ☎853-8020 学生支援係 ☎872-5042	
市立中央看護専門学校授業料の減免	入学後、かつ授業料の納期限前６月以内に学資負担者が風水害その他の災害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる者 ・各学期ごとの授業料の全額または２分の１の額を免除 （ただし、学業優秀で、卒業後、名古屋市内の医療機関に就職することを確約できる者とする。）	中央看護専門学校	健康福祉局保健医療課 ☎972-2623
上下水道料金の減額	床上浸水世帯又は事業所に対して、被害を受けた日以降の最初の検針水量から、５立方メートルまたは前年同期の使用水量との差水量の８０％、いずれか多い方を控除し、料金を減額する	各営業所 お客さま受付センター ☎884-5959	上下水道局営業部料金課 ☎972-3639
農林漁業関係融資	被害を受けた農林漁業者又はその団体に対し、資金（農業関係）を融資	農林漁業金融公庫 東海支店 ☎582－0747	緑政土木局都市農業課 ☎972－2499

事　　項	内　　容	取扱い窓口	本庁担当課
災害ボランティアセンターの設置	市本部においては、災害発生後、市民経済局と健康福祉局で市ボランティア班を編成し、市社会福祉協議会の協力を得て市災害ボランティアセンター（以下「市センター」という。）を設置する。市センターではボランティアの総合案内や関係者との連絡調整、資器材・物資の調達等を行う。 区本部においては、区本部総務班の中からボランティア担当を選任し、市・区社会福祉協議会の協力を得て、区災害ボランティアセンター（以下「区センター」という。）を設置する。区センターでは被災者のボランティアニーズの収集およびボランティアの派遣等を実施。	市社会福祉協議会及び区社会福祉協議会	市民経済局市民活動推進センター ☎228-8039 市民経済局地域振興課 ☎972-3130 市民経済局地域安全推進課 ☎972-3124 健康福祉局地域ケア推進課 ☎972-2547
災害ごみ等の処理について	・粗大ごみなど有料収集対象のごみであっても災害によって生じた家庭系ごみは無料で収集 （一部は災害救助法の適用対象） ・災害ごみ等の処理についての相談を環境事業所で受付 ・災害ごみ等を処理施設へ自己搬入する場合には手数料の減免制度有り	各区環境事業所	環境局作業課 ☎972-2394
義援金の受け入れ	義援金を受け入れるための専用口座を開設するとともに、市役所及び区役所においても受付を行う。		会計室出納課 ☎972-3003

名古屋市災害復興マニュアル

初　版

編集　名古屋市総務局企画部企画課
名古屋市防災危機管理局危機管理企画室
〒460-8508　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
電話　052-972-2214　　FAX　052-972-4418